

区民委員会議案説明資料

令和3年2月26日

件名	頁
1 第18号議案 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2 第19号議案 足立区生きがい奨励金支給に関する条例を廃止する条例・・・	4

(地域のちから推進部)

第 1 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 2 6 日

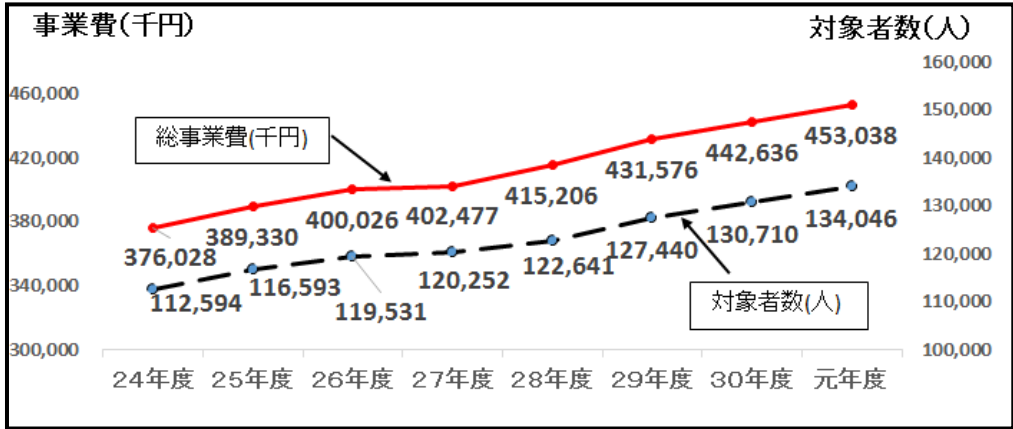
件 名	足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内 容	<p>学童保育室に配置する放課後児童支援員について、認定資格研修の修了を予定している者を放課後児童支援員とみなす経過措置期間を延長するため、下記のとおり、「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下、「条例」という。）の一部を改正する。</p> <p>1 改正内容（別紙 1 「新旧対照表」のとおり）</p> <p>(1) 学童保育室の放課後児童支援員について、認定資格研修を令和 3 年 3 月 3 1 日までに修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすとする経過措置を令和 4 年 3 月 3 1 日まで延長する。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 6 3 号）は、各自治体の責任と判断で、経過措置期間の延長を可能としている。</p> <p>(3) 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策により参加人数に制限がされたため、前半クール 8 名（応募数 1 7 名）、後半クール 8 名（応募数 2 2 名）となり予定していた人数を確保できなかった。</p> <p>(4) 認定資格研修は、保育士等の資格や一定の経験年数などの基礎資格を必要としている。急な退職などで職員を補充しても基礎資格を持たない場合は、認定資格研修を受講できないため、一時的に条例基準を満たさない学童保育室が発生する状況が想定されるため経過措置の期間を延長する。</p> <p>2 参考</p> <p>(1) 配置基準</p> <p>放課後児童支援員の配置については、条例上でおおむね 4 0 名に 1 名以上としている。また、保育時間中は放課後児童支援員が 1 名勤務する必要があることから、1 室あたり 3 名の配置を予定している。</p>
今後の方針	認定資格研修の受講を計画的に進め、放課後児童支援員の資格所有者の拡大を図っていく。

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月27日条例第60号</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から<u>令和3年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和3年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月27日条例第60号</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から<u>令和4年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和4年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

第 1 9 号 議 案 説 明 資 料

令和3年2月26日

件 名	足立区生きがい奨励金支給に関する条例を廃止する条例																											
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課																											
内 容	<p>1 概要</p> <p>生きがい奨励金支給制度は、平成2年10月1日の条例施行以来、高齢者に対し、生涯を通じ自らを高め、健康で充実した人生を送るための生涯学習活動、地域活動、福祉活動への参加を促し、支援してただけでなく、支給額の見直しにより生じた財源で「高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業」を創設し、一定の役割を果たしてきた。</p> <p>しかし、高齢者数の増加により支給者数が年々増加し事業費が膨らんでおり、新型コロナウイルスの影響で財政状況が不透明の中、限られている財源をより必要なサービスへの展開を図る必要があるため、生きがい奨励金支給制度を廃止する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>別紙2「新旧対照表」のとおり</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和3年4月1日</p> <p>【参考】生きがい奨励金総事業費及び対象者数</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総事業費(千円)</th> <th>対象者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24年度</td> <td>376,028</td> <td>112,594</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>389,330</td> <td>116,593</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>400,026</td> <td>119,531</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>402,477</td> <td>120,252</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>415,206</td> <td>122,641</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>431,576</td> <td>127,440</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>442,636</td> <td>130,710</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>453,038</td> <td>134,046</td> </tr> </tbody> </table>	年度	総事業費(千円)	対象者数(人)	24年度	376,028	112,594	25年度	389,330	116,593	26年度	400,026	119,531	27年度	402,477	120,252	28年度	415,206	122,641	29年度	431,576	127,440	30年度	442,636	130,710	元年度	453,038	134,046
年度	総事業費(千円)	対象者数(人)																										
24年度	376,028	112,594																										
25年度	389,330	116,593																										
26年度	400,026	119,531																										
27年度	402,477	120,252																										
28年度	415,206	122,641																										
29年度	431,576	127,440																										
30年度	442,636	130,710																										
元年度	453,038	134,046																										
今後の方針	<p>今後は高齢者事業を拡充し、区民サービスの向上に努めていく。</p> <p>また、条例廃止後、速やかに規則廃止を行うとともに、あだち広報、ホームページやSNSで周知を図っていく。</p>																											

足立区生きがい奨励金支給に関する条例を廃止する条例 新旧対照表 (案)

廃止前	廃止後
<p>○足立区生きがい奨励金支給に関する条例 平成 2 年10月 1 日条例第47号</p> <p>足立区生きがい奨励金支給に関する条例を公布する。 足立区生きがい奨励金支給に関する条例 (目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、高齢者に対し、生きがい奨励金（以下「奨励金」という。）を支給し、もって、生涯を通じ自らを高め、健康で充実した人生を送るための生涯学習活動、地域活動、福祉活動への参加を促し、支援することを目的とする。 (受給資格)</p> <p>第 2 条 奨励金を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。 (1) 毎年 8 月 1 日に、足立区に住所を有する者であること。ただし、次に掲げる施設入所者で、入所の際、足立区内に住所を有していたものであるときは、足立区に住所を有する者とみなす。 ア 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第13条、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第25条及び介護保険法施行法（平成 9 年法律第124号）第13条に規定する介護保険施設に入所中の住所地特例者 イ 法令の規定により知事又は区長の措置を受け、足立区の区域外の施設に入所している者（ただし、アに掲げる住所地特例者を除く。） (2) 70歳以上の者であること。</p> <p>2 前項第 2 号に規定する年齢算出の基準日は、前項第 1 号に定める日の翌年の 3 月31日とする。 (支給額等)</p> <p>第 3 条 奨励金の額は、年額3,000円とする。ただし、区長が必要と認めると</p>	<p>○足立区生きがい奨励金支給に関する条例 平成 2 年10月 1 日条例第47号</p> <p>第 1 条～第 8 条 廃止</p>

廃止前	廃止後
<p>きは、奨励金に代えてこれに相当する額の商品券を支給することができる。 (申出及び通知)</p> <p>第4条 奨励金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し出なければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定により申出があったときは、第2条の規定による資格の有無を審査し、奨励金の支給の可否を決定し、その旨を通知する。 (届出事項)</p> <p>第5条 奨励金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、受給者は速やかにその旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 住所を変更したとき。 (2) 氏名を変更したとき。 (支給期日)</p> <p>第6条 奨励金は、毎年11月1日に支給する。ただし、やむを得ない場合は11月1日以後においても支給することができる。 (返還)</p> <p>第7条 区長は、受給者が虚偽の申請をし、又は不正の行為により奨励金の支給を受けたときは、既に支給を受けた額の全額を返還させることができる。 (委任)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (暫定措置)</p> <p>2 第2条第1項第1号中「8月1日」とあるのは、平成2年度に限り、「10月1日」とする。 付 則(平成6年3月31日条例第29号)</p>	

廃止前	廃止後
<p>この条例は、平成6年8月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成13年9月28日条例第50号）</p> <p>この条例は、平成13年10月1日から施行し、第2条の改正規定は、平成13年8月1日から適用する。</p> <p>付 則（平成16年3月24日条例第24号） （施行期日等）</p> <p>1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に受給資格を有している者の平成15年度分以前の奨励金の支給については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成24年3月28日条例第5号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行前に受給資格を有している者の平成23年度分以前の奨励金の支給については、なお従前の例による。</p>	<p><u>付 則（令和3年3月24日条例第〇号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日前に支給された奨励金の返還については、なお従前の例による。</u></p>